

提出書類と期限

●提出書類

- ▶現況届（※紛失された方は窓口にお越しください。）
- ▶受給者の健康保険証（※子どものものではありませんのでご注意ください。）
- ▶印鑑
- ▶前住所地の市町村が発行する所得証明書【平成26年分】（※平成27年1月1日に阿蘇市に住民票が無かった人のみ）
- ▶住民票（子どもの世帯員全員が記載されたもの。続柄記載有り）（※子どもと別居している人のみ）

●提出期限

6月30日☎

児童手当「現況届」の
提出期限は6月30日☎まで

●福祉課子育て支援係 ☎22・3167

現 況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当などを引き続き受ける要件（児童の監護や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

現況届は6月初めに各家庭へ送付します。（公務員は除く。）

提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりしますのでご注意ください。提出は福祉課または各支所までお願いします。

不法投棄はしない、させない！

●市民課生活衛生係 ☎22・3135

河 川や道路、山林などへの不法投棄は後を絶たず、地下水や生活環境への悪影響が懸念されます。不法投棄をなくすには、皆さまの協力が欠かせません。豊かな自然を守っていきましょう。

不法投棄をしない

廃棄物の不法投棄は法律で禁止されており、5年以下の懲役もしくは1000万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金に処され、または併科されます。

レジ袋に入れられた生活ごみや、収集が行われないテレビなどの家電製品が、身勝手なモラルを欠いた行動により捨てられています。ごみの分別やルールを守り、適正な処理を行うようしましょう。

不法投棄をさせない

市では定期的なパトロールや、地域ボランティアによる不法投棄撤去活動などを支援していますが、不法投棄は

早朝や夜間の人目に付きにくい時間帯や、管理されていない土地などに行われています。

捨てた人が特定される場合は、捨てた本人が処理をすることになりますが、不明な場合は土地所有者、管理者自らが適正に処理しなければなりません。

不法投棄をされないためにも、自己所有・管理地の定期的な見回りや雑草などの除去、周囲からの見通しを良くし、侵入等を防ぐための柵を設置するなど日頃からの管理が大切です。

不法投棄を発見した場合

市では阿蘇警察署、阿蘇保健所と連携し原因者の特定を図っています。不法投棄現場や投棄者を発見した場合などは市民課（☎22・3135）に通報してください。

ASOクリーン作戦にご参加ください！

●市民課 生活衛生係 ☎22・3135

市

では、環境月間に合わせ6月27日(日)に、『ASOクリーン作戦』と称し国道212号沿いなどで美化活動を展開します。

市民全体による環境美化ボランティア活動として取り組み、外来植物の駆除も併せて行います。皆さまの参加とご協力をお願いします。

なお、各地域でも美化作業に取り組んでいただきますようお願いいたします。(ゴミ袋は市民課で準備いたしますので、事前にご連絡ください。)

日時と場所

- とき** 6月27日(日)
午前9時受付 午前9時30分開始
※少雨決行…中止の場合は当日午前7時頃、お知らせ端末で放送します。
- 集合場所** 内牧支所 多目的広場 (ゴミ袋、軍手は準備します。)



食生活改善推進員新規会員募集！

●ほけん課 保健予防2係 ☎22・5088

阿

蘇市食生活改善推進員の新規会員を募集します。会員の資格取得には、同推進員の養成を目的とした、左記研修会(5088)に参加いただく必要があります。参加を希望される方は6月12日(日)までに、一の宮保健センター(☎22・5088)にお申し込みください。

第1回

- 内容** ①食生活改善推進員とは ②食生活改善推進員の活動内容
③阿蘇市の現状について (持参品: 筆記用具)
- とき** ▶一の宮支部 6月18日(日) 9:30~11:30(場所: 一の宮保健センター2階)
▶阿蘇支部 6月19日(日) 9:45~11:30(場所: 農村環境改善センター)
▶波野支部 6月17日(日) 9:30~11:30(場所: 波野保健福祉センター)

第2回

- 内容** ①健診結果と生活との関連の読み取り
②血液データと食品
③自分の体に合わせたオリジナル献立作成 (持参品: 筆記用具)
- とき** ▶一の宮支部 10月29日(日) 9:30~11:30(場所: 一の宮保健センター2階)
▶阿蘇支部 10月30日(日) 9:45~11:30(場所: 農村環境改善センター)
▶波野支部 10月28日(日) 9:30~11:30(場所: 波野保健福祉センター)

第3回

- 内容** ①学習1、2のまとめ ②オリジナルの献立で調理実習
③修了式
(持参品: 筆記用具、米1合、エプロン、三角巾)
- とき** 11月20日(日) 9:45~13:00(場所: 農村環境改善センター)
※第3回は3支部合同で行います。

- どの支部でも受講が可能です。学習会1~3各1回ずつご出席いただくと、推進員として活動できます。
- 日時、内容などは都合により変更する場合があります。

農業委員会からのお知らせ 「賃借や売買の権利移動」「贈与、相続」「農業者年金」

● 農業委員会事務局 ☎ 22・3254

賃借や売買の権利移動

農地の賃借や売買の権利移動については、農業委員会に届け出て許可を得る必要があります。届出が必要な事項は左記にあげるものなどです。

▼賃借権等の解除の届出

(農地法第18条6項)

▼農地の賃借借や売買

(農地法第3条、利用権設定)

▼自己所有農地を転用する場合

(農地法第4条)

▼売買や賃借で転用を行う場合

(農地法第5条)

※農業委員会は、毎月25日(土日祝日にかかるとは前後します)に開催され、申請の締め切りは、毎月18日(土日祝日にかかるとは前後します)となっております。

贈与、相続

農地を家族に贈与する場合、2つの方法があります。

●一括贈与

農地のみを耕作目的で一括に贈与することにより、贈与税の猶予を受けられる制度です。

ただし、3年ごとに贈与税・不動産取得税の猶予の届出を税務署及び県に提出する必要があります

す。また、贈与した農地を売買や賃貸することはできません。(部分・全部の贈与税が確定します。)

●相続時精算方式

農地を含む資産を贈与する場合(宅地・家屋等を含む)、2500万円内であれば、相続時にその贈与税(この場合は相続税として)を精算する制度です。

ただし、前年に税務署への届出が必要ですので、資産証明書を取られ一度税務署へご相談ください。

※相続の場合も農業委員会への届出が必要です。農業委員会事務局までお問い合わせください。

農業者年金

●農業者の方なら広く加入できます

国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば誰でも加入できます。農地を持っていない農業者の方や、配偶者や家族従事者も加入できます。

●少子高齢化時代に強い年金です

自らが納めた保険料とその運用収入を将来受給する年金の原資として積み立てる、積み立て方式の年金です。

●保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます。(月額2万円から6万7千円まで)

●終身年金で80歳までの保障付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前になくなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった、農業者老齢年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

●手厚い政策支援があります

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。国庫補助額も自分の年金として受給できます。

※農業者年金の詳しい内容については、農業委員会、JA阿蘇各支所にお問い合わせください。

**現況届は忘れずに提出を！
6月30日☎までに提出してください！**

農業者年金を受給されている方は、毎年6月に現況届が必要となります。5月末日頃に、農業年金基金から現況届の通知が発送されていますので、署名の上、必ず提出してください。

農作物被害防止のための 電気柵設置補助と狩猟免許取得補助

● 農政課 畜産林業係 ☎ 22・3274

鳥獣による農作物被害防止のための電気柵設置補助

イ ノシシ、シカなどによる農作物などへの被害を防ぐために、農林業者が行う電気柵の設置に対して助成を行っています。助成を希望される方は、市役所農政課、各支所総務振興係にご相談ください。

- **要件** 市内に住所及び農地を有する農林業従事者
- **補助対象となる経費** 電気柵資材費（設置1基に係る経費）
- **補助率** 2分の1以内
- **補助金の上限額** 3万円
- **その他** 同一年度内における申請は1か所までとし、1か所あたりの設置数は1基とします。また、補助を受けた箇所については、翌年から5年間は補助を受けることができません。電気柵以外の資材については、事前にご相談ください。

狩猟免許を取得する費用を助成します

農 林産物の保護と生産の安定を図るため、新しく狩猟免許を取得して狩猟活動を行う方に対して補助を行っています。補助を希望される方は、市役所農政課、各支所総務振興係にご相談ください。

- **要件** 市内に住所を有する人
- **補助対象となる経費** 新規に『わな猟免許』、『第一種銃猟免許』を取得するのに要した費用のうち次の経費を補助します。
 - ▼ 狩猟免許申請手数料（5200円）《収入証紙購入費》
 - ▼ 熊本県猟友会の主催する初心者講習会受講料（1種目1万円、2種目1万5000円）
- **補助金** 右記経費の全額
- **その他** この補助制度は新規に狩猟免許を取得される方のみ対象です。すでに他の狩猟免許を取得されている方の狩猟免許取得費用は対象となりません。



歯と口の衛生週間

6月4日～10日

皆さん、ご自身の歯は何本ありますか？
乳歯では20本、永久歯では28本（親知らずを入れて32本）です。歯はそれぞれ役割があり、前歯は薄く包丁のように野菜や果物を切りとり、犬歯は鋭く肉などをかみ切ります。さらに奥歯は穀物をかみ砕き、すりつぶすことができるようになっています。こうして何でも食べられるようになるのですね。
何歳になっても自分の歯でおいしく物が食べられるよう、自身のお口の中を定期的に歯科医院でみてもらいましょう。



- 5月18日から29日にかけて、歯と口の衛生週間の一環として行った「8020健診」では、多くの方々に受診いただきありがとうございました。達成された方は今年度中に広報あそに掲載します。
- ほけん課では、乳幼児のフッ化物を用いたむし歯予防として、1～4歳児にフッ素塗布、4・5歳児（年中・年長）にフッ化物洗口の助成をしています。（対象者には別途ご案内していますが、フッ化物洗口は保育園・幼稚園を通してご案内しているので、通われていないお子さんは一の宮保健センターまでご連絡ください。）フッ素は、歯質を強化するなどの効果があり、歯磨き剤にも含まれるなど幅広くむし歯予防に使用されています。歯みがきと食事（生活リズム）に組み合わせてむし歯予防にご利用ください。